

## 第 1 2 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 30 年 7 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 38 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 39 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 40 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
5、事務局	事務局長兼課長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	11 番 奥村幸美 委員 12 番 山口由美子 委員
7、欠席議員	
議 長	ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 12 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、11 番 奥村幸美委員、12 番 山口由美子委員を指名します。
議 長	それでは、議第 38 号 農地法 第 5 条 第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案、2 号事案について同じ申請地内での事案でありますので、3 番 奥村委員 まとめて説明願います。
3 番奥村委員	申請地は、平の公民館より東へ約 200m の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、賃借人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地を含む周囲一帯で事業を行うことにしました。賃貸人は賃借人の申し出に答え、申請地を貸し出すことにしました。期間は 20 年間です。 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等への被害防除施設の概要として、申請地の北側は畑、東側は町道、南側は畑、西側は町道、雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しませんが万が一、周辺の農地へ被害を及ぼした場合には自己責任で解決いたします。誓約書・残高証明書・会社定款・委任状・技術仕様書を確認しました。

	<p>以上のことから本事案の申請内容に問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられています。 また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に基づき、発電事業にかかる事前届出が提出されております。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 1 号事案・2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 1 号事案、2 号事案については適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に 3 号事案について、12 番 山口委員 説明願います。</p>
<p>12 番山口委員</p>	<p>申請地の場所は町道より北へ約 150m の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、売買契約を結んで土地建物を取得し、一般個人住宅の庭・倉庫・薪、窯置場として使用します、という内容です。 添付書類は隣地承諾書・契約書・委任状・始末書・通帳の写しを確認しました。 転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等への被害防除施設の概要は、申請地の北側は譲渡し人の所有地である畑、東側は公衆用道路及び道、南側は道、西側は原野です。 6 月 25 日、現地確認を行い、雨水は自然浸透で処理すること、汚水は発生しないことを確認しました。 以上から 3 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第 2 種農地に位置付けられています。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 3 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で</p>

<p>議 長</p> <p>8 番田中委員</p>	<p>あります。</p> <p>よって3号事案については適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、8番 田中宣行委員 説明願います。</p> <p>申請地は、御嵩駅より東南に直線で約 300m、フューネラルみたけを東に約 150m 入った場所です。</p> <p>西は譲渡し人の不耕作地、東と南は先月農地転用申請のあった土地、北は宅地に挟まれた場所です。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅・庭・駐車場敷地です。</p> <p>権利を設定しようとする理由として、譲受人は現在可児市に在住しておりますが、祖父が町内の福祉施設に入所しており、祖父の面倒を見るに近距離で将来子供に恵まれた場合に学校・駅に近い最適な場所に新居を考えていたところ、譲渡人が病気がちで耕作できない旨の話があったことから、住宅・駐車場敷地として譲り受けるものです。また、進入路については、譲渡人の宅地を一部譲り受けません。</p> <p>転用の時期及び転用のみ区的にかかる事業・施設の概要としまして、許可の日から6か月以内に一般個人住宅1棟、車庫1棟を建設する予定です。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について、東側と南側は転用済み宅地、北側は譲渡人の宅地及び道路、西側は譲渡人の不耕作地です。家庭雑排水は進入路を經由し北側道路の公共下水道に放流し、雨水については北側の用水路に排水する予定で、中地区の向田水利組合への誓約書・同意書が添付されています。また、隣接の譲渡人の土地については擁壁を施工し被害がないよう努めます。</p> <p>もし被害等があった時には、申請人により処理・解決いたしますとの記載があります。</p> <p>添付書類として、水利組合への誓約書・同意書、県知事あて誓約書、ローン事前審査結果書、行政書士への委任状が添付されています。</p> <p>以上のことから4号事案について問題ないかと思われませんが皆様の審議をよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地につきましては、名鉄御嵩駅が 300m 以内に位置しているため第3種農地に位置付けられております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で</p>

<p>議 長</p> <p>7 番田中委員</p>	<p>あります。</p> <p>よって4号事案については適当と認め進達します。</p> <p>次に5号事案について、7番 田中幹三郎委員 説明願います。</p> <p>申請地の場所は、大庭交差点から北へ 400m、岩井集会所の東へ100m 程の所です。</p> <p>権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細としては、譲受人は現在の住宅が手狭となったため、申請地を取得して住宅を建てたく申請します。譲渡人は譲受人の要望を受託しました。ということです。</p> <p>今回の申請は譲受人が取得しようとする 360.4 m<sup>2</sup>の内、24 m<sup>2</sup>が農地であり、譲受人としては土地取得後建築する住宅の庭として一体利用したい旨の申請です。</p> <p>隣地は、東側と南側は申請人が取得しようとする宅地、西側は水路、この水路は真名田川に合流する用悪水路です。北側は高低差が当該地より 50 センチほど高い畑となっております。</p> <p>誓約書、北側農地の隣地承諾書、土地の利用計画図面、融資に関する書類について確認しました。水利組合、土地改良区、地役権、地上権については該当するものはないようです。</p> <p>雨水は敷地南側町道側溝へ接続します。上下水道はそれぞれ接続します。</p> <p>当該申請地に食い込む形でブロック塀が施工されており、違反転用状態となっておりますので当該土地所有者の〇〇氏より始末書の提出を受けております。時期ははっきりしませんが、〇〇氏の祖父が課長であった昭和 28 年頃から現在のよう状態となっていたと推量され、現行法令上不適切ではありますが、ある程度やむを得なかったものと思われま。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については6月 25 日現地確認を行い問題のないことを確認いたしました。</p> <p>以上から5号事案の申請内容に問題はないかと思われま。</p> <p>皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地につきましては、御嵩町都市計画図の用途地域に指定されている地域で、第3種農地に位置付けられています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。</p> <p>5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で</p>

	<p>あります。 よって5号事案については適当と認め進達します。</p> <p>次に6号事案について、9番 鍵谷委員 説明願います。</p> <p>申請地の所在地は伏見迫分地区です。伏見交差点より北に行った伏見と兼山の境の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲渡人が会社勤めで農業の時間が確保できず、申請地は耕作放棄地のなっており今後も申請地で農業を行う予定がないため、売却を検討していました。譲受人は事業として太陽光発電を行っており、設備の設置場所を探しておりました。今回、互いに売却が合意したため太陽光発電設備の申請に至りました。</p> <p>付近の土地の概要として申請地の中央に旧名鉄八百津線跡地が通っておりますが、パネルを設置する旧八百津線東側の土地について、東側は畑・山林、西側は旧名鉄八百津線跡地で町有地、北側は山林、南側は畑です。</p> <p>進入路になる旧名鉄八百津線跡地西側の土地について、東側は旧名鉄八百津線跡地で町有地、西側は原野・県道、北側は原野、南側は宅地です。尚、中央部に排水路があります。</p> <p>雨水は申請地内に約 153 m<sup>2</sup>の調整池を設けて集水し、既設水路を経由した後道路側溝へ排水します。汚水はありません。</p> <p>万が一、周辺農地に被害を及ぼした場合には自己責任で解決します。</p> <p>その他参考となるべき事項として、申請地の間に町有地があり、工事車両が通行することとなるため、この件に関しては平成 29 年 9 月に御嵩町総務防災課と協議を行い、工事に際しては町有土地借用申請書を提出することで事前協議を行っております。</p> <p>排水関係の協議は、総務防災課・建設課と協議済みです。</p> <p>添付書類は土地の位置図・設計図・誓約書・隣地承諾書・会社定款・残高証明書・発電設備の認定書・中部電力接続同意日の証明書・委任状・発電設備の概要・配置図が提出されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については6月 25 日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから本件の申請内容に問題はないかと思われませんが、皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が 10ha 未満であるため、第2種農地に位置付けられています。</p>

<p>議 長</p>	<p>また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に基づき、発電事業にかかる事前届出が提出されております。 以上です。</p> <p>採決に入ります。 6号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって6号事案については適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議第39号 農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>1号事案、2号事案について同じ申請地内での事案でありますので3番 奥村委員 続けて説明願います。</p>
<p>3番奥村委員</p>	<p>申請地の場所は上之郷公民館より北へ800m程の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、申請地は山間地域のため、農業収益が悪くヒノキとスギの植林を行いました。 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等への被害防除施設の概要として、申請地の西側は原野・山林東側と南側は河川、北側は田であります。北側の他の所有者と話し合いをし、植林をして管理するため同時に申請をすることになりました。 雨水は自然浸透にて処理します。 1号事案の申請者についてですが、相続登記が済んでいないため相続関係図、住民票、戸籍謄本が添付されております。その他、植林転用計画書、隣地承諾書を確認しました。約40年前に植林をしてしまっていることから始末書の添付を両事案について確認しました。 6月25日に現地確認を行いました。 以上のことから本申請に問題はないかと思われませんが皆様のご審議をよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の地域につきましては、宅地化が見込まれる区域に近接するその区域の農地が10ha未満であるため、第2種農地に位置付けられています。 以上です。</p>

議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案、2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案、2号事案については適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第40号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可についてを議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案について、1番 亀井委員説明願います。</p>
1番亀井委員	<p>本件申請地の現地確認は、6月21日に伊左治推進委員と行いました。申請関係者は譲受人の奥様が同席されました。</p> <p>本件申請地は、可児御嵩インターチェンジの東側で、顔戸駅から南西方向に直線で300m付近です。</p> <p>譲渡人の農地と譲受人の農地は同一区画地の水田内にあり、畔で区分されています。畔杭は譲渡し人の用地内にありましたが東側の内との境界杭は確認できませんでした。ただし、申請人からの申し出や、近隣水田の設置杭の場所などを参考とした結果、東側農地法尻に境界杭が打設されているだろうと推測しました。</p> <p>譲受人は許可後に協会の畔をなくして一画地化して水田管理をされる予定でおります。</p> <p>また、譲受人の農地取得資格等については、所有農地面積は3,000㎡以上で稲作のほか、自家消費野菜作りも行われています。トラクターのほか、各種農作業機具を所有されており、これまで30年以上農業に従事されております。</p> <p>申請地取得後も、適切な管理営農を行うと明記されておりますので、本件申請について私は特に意義はないと思いますが皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>続いて伊左治推進委員、現地の状況等説明願います。</p>
伊左治推進委員	<p>現地確認を行った結果、今後も稲作ができると思われるため異議はありません。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>補足説明ありません。</p>

議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について適当と認める方は挙手をお願いします。挙手全員であります。よって1号事案については適当と認め許可します。</p>
議 長	<p>続きまして2号事案について、7番 田中委員説明願います。</p>
7番田中委員	<p>申請地の場所は片方の中 上川原 34 番地は御嵩駅南フューネラルみたけより西へ 200m 程の所です。また、中 一丁田の2筆は 21号バイパスに面しています。セレモニーはなみずきから 200m 程東になります。佐藤重機の重機置場のすぐ下の田2筆で合計3筆です。</p> <p>本申請は譲渡人と譲受人は親子で、生前贈与による権利移転の申請です。申請人に確認しましたところ「母も高齢となり、近年は田んぼの水を見に行くこともままならなくなってきましたのでその代りに私が主体となって田んぼの管理をするようになり、母を安心させるためにも私が後継者であるとの意思を示したい。」とのことでした。</p> <p>譲受人が所有し又は使用する農地、世帯員の状況、農機具の保有状況、営農計画、誓約書、通作図などの確認をしました。</p> <p>現地につきましては3筆とも当職田中が田植えと稲刈りの農作業を請け負っております。</p> <p>以上のことから本事案の申請内容に問題はないかと思われま。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>続いて伊左治推進委員、現地の状況等説明願います。</p>
伊左治推進委員	<p>現地確認を行った結果、今後も今までと同じように稲作ができると思われるため異議はありません。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>補足説明ありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について適当と認める方は挙手をお願いします。挙手全員であります。よって2号事案については適当と認め許可します。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10時17分終了</p>



以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを  
証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

---

11 番

---

12 番

---